

陳 情 文 書 表
(令和3年第2回定例会)

陳 情 第 1 号	令和3年3月15日受理
付 託 委 員 会	都市常任委員会
件 名	八千代台西7丁目道側法面劣化防止対策の実施についての陳情書
陳 情 要 旨	<p>【陳情要旨】</p> <p>1 私たちは、八千代市八千代台西7丁目市道の道側法面（以下、急傾斜法面という）に接して造成された二段崖地（斜度30度、高さ5m）に居住する住民です。</p> <p>2 近年の気候変動に伴う集中豪雨による地滑り災害や大地震による崖・急傾斜地の崩落事故等の報道がなされる中、我々住民は、いつ、こうした災害が起きても不思議でないと不安をかかえて生活しております。</p> <p>3 平成24年に八千代台西7丁目道側法面の劣化対策の早期実施を陳情したところですが、現在まで全く対策が講じられていないので重ねて陳情するものです。</p> <p>【陳情理由】</p> <p>1 平成24年春、居住者は前記不安を解消するため、八千代市土木建設課に急傾斜法面、落下防止柵、植栽等の現況調査を依頼するとともに、当面して劣化法面对策について同課と住民との対話集会を重ねました。</p> <p>2 平成24年10月、関係住民17戸の合意をもって、八千代市長に急傾斜法面の経年劣化による崩落危険防止対策の実施について陳情書を発出し、これを受理されました。</p> <p>3 平成24年10月前後、八千代市は、設計コンサルタントに委託調査を実施し、各種の改修工事プランと実施計画案をとりまとめ、住民に提案説明がありました。</p> <p>4 しかしながら、その後、9年余経た現在、急傾斜劣化法面にかかる市の対策は、法面地表の春秋2回の草刈り・樹木剪定のみで、陳情した擁壁補修、水抜き整備、落下防護柵の補修整備は、全く実施されていません。</p> <p>5 住民からの照会に、八千代市からは、当初こそは「本年度は予算が確保できなかったため、工事が遅れる」との回答があったものの、その後、急傾斜</p>

陳 情 文 書 表
(令和3年第2回定例会)

法面对策の行政の進捗状況について、住民説明が一切なくなり、現在にいたっています。

- 6 この結果、当該市道法面（急傾斜法面）の擁壁（軽量ブロック）は更に深刻な老朽劣化が進み、落下防止用の金網フェンスも破れ放題、道路端が沈下する等、第三者がみても目を覆う有様です。
- 7 この地区住民は、高齢世帯が8割強をしめ、毎年のように雨季は用水路からの溢水・浸水被害をうけ、大型台風や地震など災害による溢水、崖崩れを想定した場合、避難困難者となる可能性が高いのです。また、当該市道は、通学路指定され小中学生や通行車両の迂回路として、交通事故や児童の落下危険性などの懸念は、ますます拡大しています。

【陳情内容】

八千代市長は、下記8点の陳情に対して、速やかに文書で回答するよう求めます。また、当該部局責任者からは、住民へ対策計画と工事の要否、関係法令規制を含めて行政施策について、逐次、説明会の開催、ならびに意見聴取の機会を設けてください。

- (1) 平成24年から令和2年度まで八千代市の当該法面对策の検討経過と取り組みを示す資料を提示し、これを説明してください。
- (2) 令和2年度における崖地・傾斜地の崩落防止にかかる関係法令（含む県、国の財政支援措置）と当該傾斜法面の法令適用関係について説明してください。
- (3) 令和3年度からの八千代市の当該法面劣化対策の実施計画について、説明してください。
- (4) 令和3年度で当該急傾斜法面の現況調査を実施してください。これを住民に情報公開してください。
- (5) 上記の現況調査と必要対策要否等を第三者である専門家の判定評価を求めてください。また、これを住民に情報公開してください。
- (6) 最近における八千代市内の崖地、急傾斜地等の災害事例と対策工事（含む予算額）について、情報公開してください。
- (7) 八千代市の土木改修の工事設計、積算、予算要求、執行、工事の着工から完工検査、その後の維持管理までの流れを直近の工事实例を交えて、住民に

陳 情 文 書 表
(令和3年第2回定例会)

説明してください。

- (8) 令和3年度中に当該急傾斜法対策の見通しと設計・工法について、住民説明とともに関連要望を聴取する会合を開催してください。